

2025(令和7)年度

# 玖珠町人権を考える町民のつどい

日 時

2025  
(令和7年) 12月10日(水)

入場無料

ところ

くすまちメルサンホール  
(玖珠町大字岩室24番地の1)

※駐車場に限りがありますので、  
乗り合わせでのご来場にご協力ください。

開 場／午後6時30分

開 演／午後6時45分

終了予定／午後8時45分

内 容

- ① 「差別をなくす人権標語」表彰式
- ② 人権講演(午後7時15分頃から)

演 題／激変する情報環境と部落差別撤廃の課題  
～情報リテラシーと新たな人権課題の視点で～



講師／北口 未広

近畿大学人権問題研究所 主任教授

＜プロフィール＞

1956年大阪市生まれ

京都大学大学院修了（法学研究科修士課程）

国際法専攻

＜現在＞

三重県四日市市同和行政推進審議会委員

学校法人親和学園学事顧問

(一財)おおさか人材雇用開発人権センター副理事長

(一財)アジア・太平洋人権情報センター顧問

(一財)大阪教育文化振興財団理事

(一社)部落解放・人権研究所理事

(社福)リベルタ理事長

(特定非営利活動法人)ニューメディア人権機構理事長

NPO多民族共生人権教育センター理事

ほか多数

◇ 主催／玖珠町 玖珠町教育委員会 玖珠町人権・部落差別解消教育啓発推進協議会

◇ 問い合わせ／玖珠町人権確立・部落差別解消推進課 電話(0973)72-0886

## 部落差別問題に関する正しい理解を深めましょう

部落差別問題とは、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上で様々な差別を受けるなど、我が国固有の重大な人権問題です。残念ながら、今なお、こうした人々に対する差別発言、差別待遇等の事案のほか、差別的な内容の文書が送付されたり、インターネット上で差別を助長するような内容の書き込みがなされたりといった事案が発生しています。差別や偏見に基づくこうした行為は、他人の人格や尊厳を傷つけるものであり、決して許されないものです。部落差別問題の本質を知り、きちんと向きあう、私たち一人ひとりの姿勢が部落差別問題の解決につながります。部落差別問題を正しく理解し、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指しましょう。

## 12月4日から10日は「人権週間」です

1948(昭和23)年12月10日、国際連合第3回総会において、全ての人民と全ての国とが達成すべき共通の基準として、「世界人権宣言」が採択されました。

世界人権宣言は、基本的人権尊重の原則を定めたものであり、初めて人権保障の目標や基準を国際的にうたった画期的なものです。採択日である12月10日は、「人権デー」と定められています。

法務省の人権擁護機関では、人権デーを最終日とする1週間(12月4日から12月10日)を「人権週間」と定め、1949(昭和24)年から毎年、各関係機関及び団体とも協力して、全国的に人権啓発活動を特に強化して行っています。

## 12月10日から16日は「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、2006(平成18)年6月に、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年12月10日から同月16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。

拉致問題は、我が国の喫緊の国民的課題であり、この解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、私たち国民がこの問題についての关心と認識を深めていくことが大切です。